

## 新居浜市設計等経常共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する直接工事に係る測量、調査、基本設計、実施設計若しくは監理の業務の委託（以下「業務委託」という。）の競争入札又は随意契約の見積（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする業者（以下「業者」という。）が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施行力を強化することを目的として結成される共同企業体（以下「設計等経常共同企業体」という。）に必要な資格その他業務委託の競争入札等における設計等共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(設計等経常共同企業体の運営形態)

第2条 設計等経常共同企業体の運営形態は、構成員（設計等経常共同企業体を構成する業者をいう。以下同じ。）が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。

(対象業種)

第3条 設計等共同企業体の対象業種は、単体企業の場合に準じて取り扱うものとする。

(構成員の数)

第4条 構成員の数は、2者又は3者とする。

(構成員の組合せ)

第5条 構成員の組合せは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に該当する業者の組合せであること。
- (2) 新居浜市契約規則（昭和39年規則第32号。以下「規則」という。）（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による一般競争入札（指名競争入札）入札参加資格者として登録されている業者の自主結成による組合せであること。
- (3) 新居浜市内に本店を有する業者による組合せであること。
- (4) 一の設計等経常共同企業体の構成員が、他の設計等経常共同企業体の構成員でないこと。

(設計等経常共同企業体の構成員の出資比率)

第6条 構成員数の出資比率の最小限度は、構成員数が2者の場合、30パーセントと

し、構成員数が3者の場合、20パーセントとする。

(設計等経常共同企業体の代表者)

第7条 設計等経常共同企業体の代表者は、構成員のうち出資比率が構成員中最大の者であるものとする。

(設計等経常共同企業体の入札参加資格の審査)

第8条 競争入札等に参加しようとする設計等経常共同企業体は、あらかじめ設計等経常共同企業体競争入札参加資格審査申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長又は契約に関する事務を委任された副市長(以下「契約担当者」という。)に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 設計等経常共同企業体協定書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、契約担当者が必要があると認める書類

2 契約担当者は、前項の申請書を受理したときは、第4条から前条までに規定する事項について、審査を行うものとする。

3 設計等経常共同企業体は、第1項に規定する設計等経常共同企業体競争入札参加資格審査申請書又はその添付する書類の記載事項に変更があったときは、契約担当者に速やかに変更の届出をしなければならない。

(設計等経常共同企業体の入札参加資格認定の有効期間)

第9条 前条に規定する入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を有すると認定された場合の当該認定の有効期間は、入札参加資格を有すると認定した日又は当該設計等経常共同企業体構成員の入札参加資格認定期間開始日のいずれか遅い日から当該設計等経常共同企業体構成員の入札参加資格認定期間の終了する日までとする。

(設計等経常共同企業体の解散等)

第10条 設計等経常共同企業体の構成員が新居浜市入札(見積)参加資格審査要綱(平成21年制定)第6条の規定により資格を取り消されたときは、当該設計等経常共同企業体は解散したものとみなす。

2 設計等経常共同企業体が解散したとき又は前項の規定により解散したものとみなされたときは、その代表者は、解散した旨を契約担当者に速やかに届け出るものとする。

(入札書)

第11条 設計等経常共同企業体の入札書には、当該設計等経常共同企業体の名称及びその代表者である構成員のみが記名押印するものとする。

(契約書)

第12条 設計等経常共同企業体の業務委託契約書には、当該設計等経常共同企業体の住所及び名称並びにその代表者である構成員を明記し、記名押印するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、業務委託の競争入札等における共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成27年1月4日から施行し、設計等経常共同企業体の入札参加資格認定の有効期間の開始日が平成27年4月1日以降のものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 設計等經常共同企業体競争入札参加資格審査申請書

（宛先）新居浜市副市長

共同企業体の事務所の所在地

共同企業体の名称

代表者	所在地	
	商号又は名称	
	代表者	実印

構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者	実印

構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者	実印

今般連帯責任によって業務委託を共同履行するため、〇〇〇〇株式会社代表取締役を代表者とする、〇〇〇〇・△△△△・□□□□設計等經常共同企業体を次のとおり結成したので、同企業体を令和〇〇・〇〇年度において新居浜市の発注する直接工事に係る測量若しくは設計（基本構想、基本設計及び実施設計を含む。）の業務の委託（以下「業務委託」という。）の競争入札又は随意契約の見積（以下「競争入札等」という。）に参加したいので添付書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、業務委託に係る次の権限を〇〇〇〇・△△△△・□□□□設計等經常共同企業体代表者に委任します。

- 1 業務委託の入札及び見積に関する一切の権限
- 2 業務委託契約に関する一切の権限
- 3 履行保証に関する一切の権限
- 4 業務委託代金及び前払金の請求及び受領に関する一切の権限

- 5 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- 6 その他業務委託に係る諸届け及び諸報告の提出に関する一切の権限

(1) 共同企業体の構成員

区分	商号又は名称	受付番号	入札参加資格認定期間	出資の割合 (%)
代表者			令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
構成員			令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
構成員			令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	

(2) 業務委託の入札、見積、業務委託契約及び業務委託契約に基づく行為に使用する印鑑

印	鑑

添付書類

- 1 設計等経常共同企業体協定書の写し
- 2 その他契約担当者が必要であると認める書類